

引越の手続き

春は引越の季節です

市役所などでの手続きはお早めに！

住民登録

大洲市役所で転出手続きをする場合

- ① 市役所市民課または各支所市民福祉課で転出手続きをして「転出証明書（無料）」を受け取ってください
- ② 《持ちこたえもの》
- 運転免許証・パスポートなど本人であることが確認できるもの
- 認め印
- 代理人の場合は委任状

- ② 転出後、転入した日から14日以内に、新しい住所地（引越し先）の市町村役場で転入手続きをしてください。

住民基本台帳カードを持っている場合

住民基本台帳カードを持っている人は、新しい住所地の市町村役場でカードを提示すれば転入手続きができます。

- ① 新しい住所地で転入手続きをする前に、今までの住所地（大洲市役所市民課または各支所市民福祉課）へ「付記転出届」を郵送してください。

《付記転出届の必要事項》

- 申請者の住所・氏名・押印・電話番号（昼間の連絡先）
- 異動（転出）年月日
- 新しい住所・世帯主氏名
- 今までの住所・世帯主氏名
- 異動した人の氏名・住民票コード

※住民票コードがわからない場合は、必ず生年月日と性別を記載してください。

- ② 大洲市で作った住民基本台帳カードは、転入先の市町村役場で回収されます

問い合わせ先

- 市役所市民課 ☎24 2 1 1 1
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1

印鑑登録

転出した場合は、大洲市で作った「印鑑登録証」は使用できなくなりす。

- ① 印鑑登録証を市役所市民課または各支所市民福祉課に返してください。

国民年金

② 新しい住所地で新たに国民年金の手続きをしてください。

問い合わせ先

- 市役所市民課 ☎24 2 1 1 1
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1

国民健康保険

② 新しい住所地で新たに国民健康保険の手続きをしてください。

問い合わせ先

- 市役所市民課 ☎24 2 1 1 1
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1

医療費給付の受給資格者証

② 新しい住所地で新たに国民健康保険の手続きをしてください。

問い合わせ先

- 市役所市民課 ☎24 2 1 1 1
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1

水道料金の精算など

転居・転出・転入の場合でも、メーター確認などが必要です。2〜3日前までに水道課（市役所横の建物）または各支所へ連絡してください。

問い合わせ先

- 市役所水道課 ☎24 3 7 5 3（直通）
- 水道課長浜分室 ☎52 1 1 1 1
- 脇川支所建設農林課 ☎34 2 3 1 1
- 河辺支所建設農林課 ☎39 2 1 1 1

教育委員会

② 教育委員会で転校の手続きをしてください。

問い合わせ先

- ① 市役所市民課または各支所市民福祉課で転出・転入の届出をしてください。
- ② 住民異動届出が済み次第、学校教育課（市民会館2階）または各支所教育課にご相談ください。
- ③ 市外の小・中学校に転校する場合は、在学中の学校で「在学証明書」などの書類を受け取り、転出先の小・中学校に提出してください。

国民健康保険

① 転出手続きの際、保険証を市役所市民課または各支所市民福祉課へ返してください。

- 市役所高年齢福祉課 ☎24 2 1 1 1（内線165）
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1
- 脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1

問い合わせ先

- 教育委員会学校教育課 ☎24 1 7 3 3（直通）

引越の手続き

長浜支所教育課 ☎ 21111
 肱川支所教育課 ☎ 23111
 河辺支所教育課 ☎ 21111

児童手当を受けている人

転出の場合、転出予定日をもって、大洲市での受給資格は消滅しますので、「受給事由消滅届」を市役所社会福祉課または各支所市民福祉課まで提出してください。その後、転出予定日の翌日から15日以内に新しい住所にて新たに手続きをしていただく必要があります。転入手続きだけでは手当は支給されませんのでご注意ください。

問い合わせ先

市役所社会福祉課
 ☎ 21111 (内線188)
 長浜支所市民福祉課
 ☎ 11111
 肱川支所市民福祉課
 ☎ 23111
 河辺支所市民福祉課
 ☎ 21111

障害の認定を受けている人

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持っている人は、新住所地の福祉事務所などで住所変更の手続きをしてください。

また、特別児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、福祉手当受給者、心身障害者扶養共済加

入者などについても同様に新住所地の福祉事務所において所定の手続きを行ってください。なお、障害福祉サービス受給者証をお持ちの人は事前に市役所高齢福祉課へご連絡ください。

問い合わせ先

市役所高齢福祉課障害福祉係
 ☎ 21111
 (内線178・179・169)
 長浜支所市民福祉課
 ☎ 11111
 肱川支所市民福祉課
 ☎ 23111
 河辺支所市民福祉課
 ☎ 21111

市役所以外の手続きは

- ◆ **運転免許証**
 新住所地の警察署で住所変更手続きをしてください。
- ◆ **自動車を所有している人は**
 陸運事務所へ登録変更手続きをしてください。
- ◆ **郵便物**
 最寄りの郵便局へ転居届を出しておく、一年間は転居先に郵便物を転送してもらえます。
- ◆ **その他**
 銀行、電気、ガス、電話などの変更や廃止手続きも忘れないうちにしましょう。

窓口業務時間延長のお知らせ

大洲市では、通常の開庁時間内に来庁できない皆さんのために、市民課・市民福祉課窓口業務の一部時間延長を実施しておりますのでご利用ください。

実施日

毎週火曜日・木曜日
 (祝日は除きます。)

実施時間

午後5時30分～午後6時30分

実施場所

市役所市民課
 長浜支所市民福祉課
 肱川支所市民福祉課

河辺支所市民福祉課
 (河辺支所は木曜日のみ)
取り扱う業務
 表のとおりです。

取り扱わない業務

転入・転出・転居など、他市町村・関係機関等との連絡・確認が必要な業務や、住民基本台帳の閲覧業務などは行いませんのでご注意ください。

問い合わせ先

市役所市民課 ☎ 21111
 (内線113・116・117)
 長浜支所市民福祉課
 ☎ 11111 (内線30)
 肱川支所市民福祉課
 ☎ 23111 (内線221)
 河辺支所市民福祉課
 ☎ 21111 (内線125)

取り扱う業務

各種証明書交付	住民票関係	住民票の写し (世帯全員・一部)
		除かれた住民票の写し
		公的年金等証明書
		住民票記載事項証明書
	戸籍関係	戸籍全部事項証明(戸籍謄本)
		戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
		除籍全部事項証明(除籍謄本)
		除籍個人事項証明(除籍抄本)
		改製原戸籍謄本
		改製原戸籍抄本
印鑑関係	戸籍の附票の写し(全部・一部)【電算処理分のみ】	
	身分証明書	
印鑑登録	印鑑登録証明書	
印鑑登録	印鑑登録、廃止・亡失・改印届など	

※申請のできる人や必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内(平日の午前8時30分から午後5時30分)にお問い合わせください。

国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険に加入している皆さんが現在お持ちの保険証は、平成19年3月末で有効期限切れとなります。

新しい保険証は、3月下旬に配達記録郵便で郵送します。

届きましたら内容をご確認いただき、期限切れの保険証は4月以降、市役所市民課または各支所市民福祉課・各連絡所までご返却ください。

また、4月以降も遠隔地の保険証が必要な人は、届出が必要です。

《持ちこたえろ》

- 世帯の保険証
- 今まで使っていた遠隔地の保険証
- 学生の場合は在学証明書、施設の場合は在所証明書(どちらも4月以降に発行されたもの)

問い合わせ先

市役所市民課 ☎ 21111
 長浜支所市民福祉課 ☎ 11111
 肱川支所市民福祉課 ☎ 23111
 河辺支所市民福祉課 ☎ 21111

税のお知らせ

税の申告

もうお済みですか？

—申告は3月15日(木)まで—

市県民税

市県民税の申告は、平成19年1月1日現在、大洲市に住所があり、申告義務のある人が対象となります。

また、申告がお済みでない人は、必ず3月15日(木)までに申告してください。

なお、確定申告をされる人は、税務署で申告されますようお願いいたします。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 所得の算出に必要な収支内訳書、明細書、領収書など
- ※ 昨年度から農業の経費標準(経費のめやす)が廃止されました。農業収入のある人は、必ず収入と経費を把握しておいてください。

③ 給与・年金などのある人は「源泉徴収票」

④ 社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの領収書」

※ 平成18年中の国民年金保険料の納付額については、すべての納付者に対して社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されています。

⑤ 生命保険料控除、損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」

⑥ 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書(原則として、医療費の合計額が10万円を超える場合)」「高額療養費、保険金等で補てんされた金額のわかるもの」など

⑦ 雑損控除を受ける人は「損失額の明細書」「損害に関する証明書」など

【問い合わせ先】

- 市役所税務課市民税係
☎ 24 2 1 1 1
- (内線 1 2 9・1 3 0・1 3 1)
- 長浜支所総務課税務係
☎ 52 1 1 1 1
- 脇川支所総務商工課税務係
☎ 34 2 3 1 1
- 河辺支所総務商工課税務係
☎ 39 2 1 1 1

軽自動車や原付バイクなどの 廃車手続きを忘れずに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

新たに所有者になられた方や所有者でなくなった方は、早めに手続きをしてください。軽自動車税には月割課税制度がないため、賦課期の4月1日現在で廃車手続きを終了していない場合、1年分の税金が課税されます。

(なお、平成19年4月1日は日曜日のため、閉庁しますので、平成19年3月30日までに手続きを終了させてください。)

【原付などの所有者が死亡した場合】

名義変更、または廃車の手続きをしてください。

【大洲市に転入の場合】

他市町村のナンバープレートがある場合、他市町村ナンバープレートと印鑑をご持参いただき、変更手続きを行ってください。なお、手続きの際に車名・車体番号・排気量の確認が必要です。

【市外へ転出する場合】

車体とともに所有者が転出する場合、廃車手続き後、新

住所地で新たにナンバープレートの交付を受けてください。変更手続きを行わず、原付の使用の本拠地をそのまま大洲市内とする場合、納税通知書の送付先をお知らせください。(大洲市内に住所のある方に限る。)

手続きをする場所

車種	原動機付自転車(総排気量が125cc以下)と小型特殊自動車	その他の車種
場所	本庁税務課または各支所	軽自動車検査協会 または陸運支局

原付及び小型特殊自動車の変更手続きに必要なもの

	印鑑	ナンバープレート	備考
他人に譲る場合(名義変更)	○(新旧所有者ともに必要)	×	届出がない場合、旧所有者に課税されます。
車体を変更する場合	○	×	届出がない場合、自賠責保険の変更ができません。
廃車にする場合	○	○	
ナンバープレートを紛失、または廃棄した場合	○	×	所有者、もしくは事情を詳しく説明できる方が印鑑を持参してください。

【盗難にあった場合】

警察へ盗難届を提出し、その証明と印鑑をご持参のうえ届出をしてください。

- 問い合わせ先**
- 市役所税務課収納係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 2 5)
 - 長浜支所総務課税務係
☎ 52 1 1 1 1
 - 脇川支所総務商工課税務係
☎ 34 2 3 1 1
 - 河辺支所総務商工課税務係
☎ 39 2 1 1 1

お知らせ

国民年金保険料を口座振替で前納する とお得です

保険料納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。

① 保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

国民年金保険料を1年度分一括して前納すると、現金払いでは3,000円の割引、口座振替で前納する場合は3,550円の割引となります。(6ヵ月前納も口座振替が有利です。)

現金前納額(1年度分)
166,200円
(割引額3,000円)
口座振替前納額(1年度分)
165,650円
(割引額3,550円)

※平成19年4月から、1ヵ月の保険料が14,100円になります。(平成18年度保険料13,860円から、240円の引き上げ)

口座振替日は4月30日(今年4月30日が休日のため5月1日)です。

なお、すでに口座振替で1年度分の前納をされている方は、あらためて届出をしていただく必要はありません。

口座振替での1年度分の前納は、平成19年3月中に社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、3月20日頃までにお申し込みください。

② 月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にしてお得です。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にする50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2ヵ月分の保険料(従来保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替のお申し込み先】

社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口。

※基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や納付書等)および金融機関届出印が必要です。

【問い合わせ先】

松山西社会保険事務所
☎089-925-5105

確定申告についてのお知らせ

所得税や贈与税の申告・納付の期限は3月15日(木)です。申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、申告は出来るだけ早めにお済ませください。

また、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納付の期限は、4月2日(月)です。

申告書などの提出は、出来るだけ郵送等で提出してください。

なお、申告書用紙やわかりやすい「所得税の確定申告の手引き」などは税務署のほか、市役所税務課、各支所総務(商工)課および各連絡所の窓口でもお渡しできますので、ご利用ください。

※詳しくは大洲税務署までお問い合わせください。

☎243115

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

「緊急地震速報」 お知らせ

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模(マグニチュード)、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることで、地震被害の軽減が期待されます。

しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでは長い場合でも数十秒程度であり、①震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない場合がある、②震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない

場合があります、③まれではあるが、ノイズ(雷や事故など)により誤報が発信されるおそれがある、などの技術的な限界があります。

気象庁では、これらの限界を踏まえて緊急地震速報が地震被害の軽減に有効に活用されるよう提供開始に向けた準備を進めています。

なお、緊急地震速報の詳細などについては、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp>)をご覧ください。

問い合わせ先

松山地方気象台防災業務課
☎089-933-3610



オンラインでらくらく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は e-Tax ホームページへ
e-Tax ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>